

一般国道195号改築工事（徳島県阿南市橘町地内）に係る公聴会議事内容

平成16年10月15日（金）

13時00分開会

【議 長】

定刻になりましたので、ただ今から、一般国道195号改築工事に関する事業認定申請に係る公聴会を開催致します。

私は、本日の公聴会の議長を務めることになりました国土交通省四国地方整備局計画・建設産業課長の千葉でございます。

本公聴会は、土地収用法第23条第1項の規定に基づきまして、起業者であります徳島県から提出された事業認定申請につきまして開催するものであり、今後、事業認定庁と致しまして、当該申請の審査、事業認定についての判断をするに当たりまして、勘案すべき情報を収集することを目的としているものでございます。

なお、本公聴会の開催に当たりましての注意事項等につきましては、四国地方整備局ホームページ等に掲載しました開催案内に記載しておりますが、本日、会場受付にてお配り致しました、公述人の方への注意事項、傍聴人の方への整理券にも記載しておりますので、御一読いただき、遵守されるようお願い致します。

それでは、座らせていただきます。

それでは、ただ今より公聴会を開会致します。

まず、起業者である徳島県さんからの公述をお願い致します。代理人の方、ご登壇下さい。

あちらの時計で13時5分から公述を開始していただきたいと思います。13時5分から30分後の13時35分までに公述を終了されるようお願いしたいと思います。

なお、この時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

13時03分休憩

13時05分再会

それでは、始めて下さい。

【公述人（徳島県）代理人（坂東英明）】

公述人の起業者であります徳島県の代表者 徳島県知事 飯泉嘉門の代理人であります徳島県阿南土木事務所工務担当次長をしております坂東と申します。よろしくお願い致します。着席して説明させていただきます。

公聴会の対象事業であります一般国道195号改築工事並びにこれに伴う一般国道55号、市道一部改築工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事の徳島県阿南市橘町江ノ浦地内から、徳島県阿南市橘町中浦地内までの事業につきまして、事業の目的及び内容などについて説明し、当該事業が土地収用法第20条の要件を満たしていることをパワーポイントによる映像を利用しながら公述致します。

(パワーポイント)

まず、本事業の全体計画及び起業地計画の概要についてご説明致します。

一般国道195号は、高知県高知市を起点とし、高知県物部村と徳島県木頭村との県境の四つ足峠トンネルから徳島県に入り、一級河川那賀川に沿って東に進み、阿南市橘町中浦地内から一般国道55号を重用して徳島市かちどき橋に至る、総延長約180キロメートルの高知県と徳島県の県庁所在地を最短距離で結ぶ幹線道路であります。

本路線は、四国東南部を東西に結び、本県南部地域におけます根幹的な社会基盤施設として産業・経済活動や地域住民の日常生活などに欠かすことのできない道路であります。

また、徳島県地域防災計画において第2次緊急輸送道路に指定されており、今世紀前半にも発生が予想されている南海地震などの大規模災害時において、避難路や救援物資の輸送など地域の安全・安心に重要な役割を果たしております。

このうち、本事業の位置でございますが、一般国道195号が一般国道55号と交わる、阿南市内原町から橘町にかけての区間であります。

この区間の現道状況であります。阿南市橘町大浦地内の橘トンネル付近から同中浦地内の一般国道55号との交差点までの区間は、一般国道55号との交差点付近の約130メートルの区間が未改良のため、道路幅員が狭小で、大型車の対向に支障が生じております。

また、ヘアピンカーブが2箇所あるなど線形が屈曲して見通しが悪く、円滑な通行が妨げられております。平成7年度から平成13年度までの7年間に13件の交通事故が発生しております。その中でもヘアピンカーブ付近は、全交通事故の約4割に相当する5件の交通事故が発生しております。

さらに、本路線の橘トンネルの起点側には阿南第二中学校があり、本路線が橘地区から同中学校への通学路になっておりますが、歩道はほとんどの区間で設置されているものの、幅員が狭く、また、現道の縦断勾配が急であるため、自転車を押したり、あるいは途中で自転車を置いて徒歩で通学している状況であります。

このような現道の状況を踏まえまして、県では、車両については幅員狭小や線形不良などの交通弊害の解消、歩行者自転車については、利便性、安全性を確保することを事業目的として、バイパス方式による改築工事を行うものであります。

また、本路線は、国土交通省が直轄施行しております一般国道55号阿南道路とランプ道路により接続し、阿南道路の部分供用に合わせて完成供用を図る必要があり、直轄事業と連携して事業を進めております。

全体事業の区間は、現橘トンネルの起点側であります阿南市内原町天神地内の阿南第二中学校前から同橘町中浦地内の一般国道55号交差点付近までの1,150メートルの区間であり、道路構造令第3種第2級の道路規格に基づきトンネルを含むバイパス道路を橘バイパスとして整備しております。このうち、事業認定の申請を行った起業地区間は、阿南市橘町江ノ浦地内から同橘町中浦地内までの延長346メートルの区間であります。

次に、これまでの経緯でございますが、本事業は平成9年度に国土交通省所管補助事業であります道路改築事業により新規着手しております。平成10年度に測量立ち入り

のための事業説明会を開催した後、測量設計、地質調査等を行い、平成11年8月には工法説明会を開催しまして、周辺の方々を含めて40名以上のご出席をいただき、工事計画や排水計画等についてご説明させていただいております。その後、用地調査等を実施しまして、平成12年度から用地買収を開始し、用地交渉を鋭意進めながら、用地取得の促進を図って参りました。

しかしながら、一部の未取得用地が残っており、事業者である県は、これら未取得用地の地権者などの関係者と任意による交渉を行ってまいりましたが、残念ながら用地交渉の好転が見られず、今後の事業進捗が難しくなっている状況であります。

県としましては、このような状況を踏まえ、このままでは事業協力をしていただいた大多数の方々や多くの県民の方々の1日も早い供用を望む声に答えることができないため、平成16年3月22日に土地収用法の事業認定の申請を行ったものであります。

なお、土地収用法第15条の14の規定に基づき、平成16年2月26日には、「阿南市橋町総合センター橋老人憩いの家」において、説明会を開催しております。

続きまして、事業の内容についてご説明致します。

まず、平面計画につきましては、ルート選定の前提となります設計条件としまして、道路区分は第3種第2級、計画交通量は1日当たり約8,700台、設計速度は時速60キロメートルとなっております。これにより最小曲線半径は150メートル、最急縦断勾配は5%としてございます。

まず、ルート選定については、比較検討ルートとしましてトンネル案として2ルート、現道拡幅とループ橋併用案の合計3ルートを立案しまして、道路線形、地域の土地利用、工事施行の難易度、経済性及び支障家屋の多少などを総合的に勘案して、本事業のルートを決断してございます。具体的には、起点側であります内原町の阿南第二中学校グラウンド前から現道と分かれまして、約200メートルでトンネルに入り、現橋トンネルの下に延長465メートルのトンネルを設けまして、橋町江ノ浦付近の現道と交差する形でトンネルを出てまいります。その後、一般国道55号阿南道路の高架橋の下をバイパス道路で人家密集地を避けながら、橋町中浦地内の国道55号に接続して、交差点から約50メートル徳島方面へ行った所を全体計画の終点とする計画でございます。

表示しております図面で申しますと、赤色の線が橋バイパスで、このうち破線部分がトンネル区間でありまして、このうち、今回申請しております起業地区間は、阿南市橋町江ノ浦地内のトンネル出口から同じく橋町中浦地内の一般国道55号交差点までの346メートルの区間でございます。また、オレンジ色の線が、国土交通省が施行しております一般国道55号阿南道路であり、ランプ道路により本路線と接続する予定であります。

次に、起業地区間の詳細であります。図面で左側がトンネル坑口で、右側が国道55号交差点です。延長346メートルのうち左側が主に盛土構造、右側に一部切土構造となっており、赤色で表示した部分が車道部分で、2車線で構成され、1車線の幅員は3.25メートルです。次に、オレンジ色で表示した部分が自転車歩行者道で、車道の両側または片側に設置しており、幅員は3.5メートルでございます。

次に、黄色で表示しておりますのが、関連事業箇所であり、本体工事により遮断される市道等の機能回復を図るため、必要最小限の範囲を本体工事に合わせて施行するもの

であります。

次に、縦断計画についてご説明致します。

表示しておりますのは、全体計画の縦断図であります。縦・横比を1対1にしておりますので少し見にくくなっておりますが、全体のイメージはつかめると思います。

具体的な縦断勾配についてご説明しますと、最急縦断勾配を3%として、内原側からトンネルへ向かって2.4%で上り勾配となった後、トンネル内を3%で、一般国道55号に向かって下がってくる勾配となっております。このうち、起業地区間については、トンネル取付付近が3%で、その東側で2.5%になり、最後に交差点付近で1.2%となっております。

続きまして、本路線の幅員構成であります。本路線の設計に当りましては、車両の円滑で安全な通行と自転車歩行者の利便性、安全性の向上を図ることを目的として道路構造令に基づき標準幅員を決定しております。具体的には、道路構造令第3種第2級に相当する標準幅員を採用しており、車道幅員は先程も申しましたとおり3.25メートルとし、車線数は計画交通量から2車線でございます。合計で車道幅員は、6.5メートルとなっております。

また、路肩を車道の両側に片側75センチメートル、両側で1.5メートルを確保しまして、その外側に自転車歩行者道路を片側3.5メートル、両側で7.0メートルを確保して設置することとしております。以上、合計で標準幅員は15.0メートルであります。

なお、起点側のトンネル坑口からランプ道路交差点までの区間は片側歩道となっているため、道路標準幅員は11.5メートルであります。

それでは次に、起業地区間での横断構成につきまして、具体的な箇所でご説明致します。

表示しております図面は、横断図の位置を示しております。起点側の盛土部と終点側の切土部の2箇所についてご説明致します。

まず最初は、盛土部でございますが、黒の実線より下側が現況地盤で、茶色の塗り潰した部分が盛土部分でございます。真ん中の赤い部分が車道で、左側のオレンジ部分が自転車歩行者道路、右側の緑色が盛土法面部分で、法面保護のため筋芝を設けます。青色で表示した部分は、排水構造物であり、路面や盛土法面の雨水等を集水する計画でございます。自転車歩行者道路の下のボックスカルバートにつきましては、既存の排水路の廃止に伴い、新たに設置する排水路であります。

次に、切土部の横断図でございますが、同じく真ん中の赤い部分が車道で、両側にオレンジ色の自転車歩行者道で、両側茶色部分は切土法面であります。切土勾配につきましては、関係する技術指針に基づき、安定した切土法面が図られる勾配を地山の土質毎に決定しております。また、法面の風化等を防ぐために法面保護工を施行致します。

続きまして、本事業におけます排水計画についてご説明致します。

本路線の排水設計に際しましては、想定される降雨量に対して、路面上の表流水や隣接する斜面等から道路内に流入する雨水を、車両や自転車歩行者の通行に支障が発生しないよう速やかに集水のうえ流下させること、また、地域の排水状況が道路新設により現状より悪化させないよう配慮すること、などを基本方針として、関係する技術指針に

基づきまして必要な排水施設の位置や規模を決定しております。

まず、路面上の表面排水についてですが、先程の横断図で申しますと、車道と自転車歩行者道路の間の路肩には路側排水管を設置しまして路面に降った雨水を直接集水します。

また、盛土及び切土部の法尻には、斜面に降った雨水を集水するU型水路等を設置しまして、車道や自転車歩行者道路への雨水の流入を防ぐと共に、道路内から隣接地へ雨水が流れ込んで行かないよう計画しております。

それぞれの排水施設の通水断面の大きさにつきましては、集水する区域と想定される降雨量から各区域からの時間当たりの流出量を算出致しまして、土砂の混入を考慮した上で、流下する水路の必要な通水断面を決定しております。

次に、道路以外から流入する表流水についてご説明致します。

本事業で今回、流入する最も大きい流量としましては、山腹斜面からの表流水であります。現況では大雨時に既設の排水路と現道を越えて大浦地区へ流入していましたが、本事業により既設水路については、新設する道路の自転車歩行者道路の地下にボックスカルバートを付替水路として新設しまして、既設水路と連結して山側からの流水をボックスカルバートの方へ流すように致します。また、道路北側に隣接する斜面からの表流水についても、道路端に設けた受け水路により集水してボックスカルバートへ流す計画でございます。

表示図面は、左側のヘアピンカーブの所から既存水路が出てきておりますが、バイパス道路と交差する部分でバイパス下に新設する付替水路に流しまして、路面排水や受け水路からの流入を考慮しまして内空断面を少しずつ大きくして、最終的に橘港で海に流すように計画しております。これにより、既設水路には北側の山腹斜面から流入する雨水はほとんどなくなり、市街地付近と南側斜面に降った雨水のみを集水すればよいことになり、大浦地区付近における排水問題の改善に寄与するものと考えております。

引き続きまして、仮設道路計画についてご説明致します。

これは、トンネル坑口付近の構造物を施工するために現道交通を迂回するための仮設道路を50メートル、附帯工事により一時的に設置するものです。図面でも分かりますように、現道をU字形にショートカットする線形でヘアピンの上と下の道路をつなぐ計画であり、トンネル完成後には撤去することになりますので、撤去が容易な盛土構造としております。

盛土高は約5メートルから9.5メートルで、盛土勾配につきましては、技術指針等の規定から盛土高に対して安定勾配であります1対1.5、いわゆる1割5分の勾配となっており、必要最小限の使用幅となっております。

次に、関連事業についてご説明します。

関連事業は、本体事業の施行に伴い、本路線と一般国道55号及び市道との交差点の一部改築工事並びに市道が遮断されるための付替工事であります。一般国道55号交差点付近及び市道江ノ浦線及び市道橘中央線の3路線について、当該管理者との協議によって必要最小限の範囲を本体工事と併せて施行致します。施行延長は合計で46メートルであり、内容としましては主に舗装工事でございます。

以上、事業内容として平面、縦断計画、横断構成や構造、また仮設道路等についてご

説明させていただきました。

次に、環境への影響についてご説明致します。

本事業におけます環境への影響については、次の2点が考えられます。一つ目は工事中の騒音・振動の影響でございます。これにつきましては、起業地周辺地域が騒音規制法及び振動規制法の規制の対象地域となっていることから、法令で規制の対象となっている特定建設作業等を行う場合は、バックホウに低騒音型を使用する等法律を遵守するとともに、施工計画等を工夫して工事期間の短縮を図るなど、できる限り周辺環境へ配慮した施工を行う予定であります。

二つ目は、完成供用後における交通騒音や振動の影響でございます。

本事業は、環境影響評価法及び徳島県環境影響評価条例により環境影響評価を実施しなければならない対象事業ではありませんが、今回、これらを実施する場合に通常使用する予測手法に基づいた評価を行いました。この結果、交通騒音については、計画交通量が1万台以下であるため、予測値は環境保全目標であります環境基準以下となり、許容範囲内であります。また、振動についても予測値は要請限度以下であり許容範囲であります。

以上から、本事業によります周辺環境への影響は軽微であると考えております。

次に、事業に要する経費であります。本事業は国土交通省所管の補助事業であります。道路改築事業により実施しており、全体事業費は35億5千万円でございます。この財源としまして、国庫補助金と県費を充当しております。

ちなみに、本年度につきましては、平成16年度徳島県一般会計当初予算に当該箇所の予算として7億円を計上してございます。

続きまして、用地及び工事の進捗状況についてご説明します。

平成12年度から用地取得の促進に努めてまいりました。その結果、用地取得率は全体で約81%となっております。未取得用地については、橘町江ノ浦、中浦地内に残っております。未取得用地の面積は、約2,800平方メートルとなっております。

工事については、平成15年度末にトンネル工事を発注しまして、内原側から近く掘削工事に着手する予定であります。この工事に関連して、現道の迂回路を平成17年度に設置する予定であり、その後、本線部の取合工事を施行しまして平成18年夏頃にトンネルの完成供用を図る予定であります。トンネル供用に合わせまして本線部の工事についても工事の促進を図り、平成19年度末の全線開通を目指しております。

最後に、整備効果についてご説明させていただきます。

本事業区間が完成供用を致しますと、交通の弊害が解消された良好な線形の2車線道路となり、将来の交通需要に適切に対応すると共に、車道と自転車歩行者道が分離された縦断勾配の緩い道路として整備され、車両はもとより自転車及び歩行者の円滑で安全な通行が可能となります。

また、一般国道55号付近の未改良区間が改良されると共に、交差点が改良されることによりまして、円滑な交差点処理が可能となり、一般国道55号と一般国道195号のアクセス性が向上致します。

さらに、本路線の完成により国土交通省が施行しております一般国道55号阿南道路のうち津乃峰町から橘ICまでの区間が部分供用可能となり、本路線の完成と併せて県

南部地域の振興に大きく寄与するものと確信しております。

以上、一般国道195号改築工事の全体計画と起業地であります橘町江ノ浦から中浦地内までの事業について事業の目的及び内容についてご説明させていただきました。

当該事業は、土地収用法第3条第1号及び第35条に該当する事業であること、起業者が当該事業を遂行する意志と能力を有していること、また、これまでにご説明しましたように土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用し、または使用する公益上の必要があることから、土地収用法第20条の各要件を満たしております。

また、一般国道195号改築工事の早期完成を求める県民の声に答えるためにも、事業の円滑な推進が必要であり、早期に事業認定がなされることを希望致します。

以上で起業者としての公述を終わります。

【議長】

どうもありがとうございました。ご降壇下さい。

引き続きまして、 さんの公述を13時36分から開始したいと思いますので、時間までにご登壇下さい。13時36分から、30分後の14時6分までに公述を終了されるようお願いいたします。なお、この時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

13時33分休憩

13時36分再会

それでは、 さんお願い致します。

【公述人】

はい、ご紹介に預かりました でございます。

意見を述べさせていただきます。

意見書。平成16年10月15日。一般国道195号改良工事並びにこれに伴う一般国道55号市道一部改良工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事について意見申し上げます。

上記事業認定について、阿南土木へ工事中及び完成後、地域に及ぼす騒音、振動、雨水等の対策を何度聞いても、現在調査中との答えしか返ってきません。これらのプロジェクトは、国土交通省のインターチェンジ事業に関連し行う事業にも関わらず、環境調査をしていないのでは、公共性の高い公共工事か否かの評価ができません。是非ともこれらの評価結果が出てから事業認定が判断されるべきだと思います。

この地域は、現在、雨が降ると雨水等が海へ出ていけないために、道路が浸かってしまう場所なのであります。日本のあちこちで海面が高くなるという事態が起こっている中、計画している雨水等と海面高との関係によりどの程度の雨量なら海へ吐けるのか、持ち応えられるのはどの程度の雨量が分かりません。道路を造ってから道路、民家が雨水に浸かったでは、公益性どころか公害です。

工事中の振動・騒音についても聞きましたが、環境基準を守り、工事を行うとの通り一般の回答であります。阿南土木の今までの工事を拝見する限り環境基準を満たしてい

るか否かの基準の評価ができる元となる騒音、振動を計測する測定器を現地に設置して基準内ですと説明を受けた工事など私の記憶にございません。いつも、心配ありません。と突っぱねて、裁判をして下さい。がマニュアルになっているのです。基準が守られなければ防音壁などの設置が必要です。

これらの場所は、住宅が建ち並び年配の方々も多く、学生の通学路でもあります。ぜひとも各種測定器を設置して、いつ何時でも基準を守り事業をしている。安心して下さい。と工事完了後も、騒音・振動も環境調査しているので安心して下さい。完成後基準が守られていなければそれらの対策をしていただかなければ公共性の高い事業とはいえません。

この事業に絡み、今現在新橋トンネルが県発注により掘削致されておりますが、私共の所有する山林の地下約12メートルくらいの所にトンネルが造られるとの噂であります。以前からこれらの行為は違法ではないのですか。と質問すると、そちらからどうぞ。裁判でも起こせばいいのでは。との返事しか返ってきません。自分の山の下を、まして、権利を設定してある所に工作物を勝手に造ろうとしているのに何の説明もなく行うことが公共性の高い事業でありましょうか。

法を守り、遵守し、工事することが、公共事業ではないのでしょうか。

トンネルができれば、その周りはもちろん、保安区域を取らなければ造成も施設もできません。多大な損害が発生するのであります。工事中については、掘ったトンネルのズリ(石)は勝手に持ち出すので、窃盗にあたるのではと質問すると検討中とのことしか返ってきません。誰が考えても、窃盗ではと繰り返し質問すると、経験がなく始めてのことなので検討中としか返事が返ってきません。公共性のあるかつ重要性の高い事業ならそんな窃盗になるかもしれないズリ(石)で埋立し、道路を造ることなど違法行為をやってはならないことであります。

国土交通省から、そのような事のなきよう十分審査評価され、ご指導お願い致します。

事業認定を予定している区域より少し上側の山の上に水道の貯水タンクがございます。このタンクは、対応年数がとうに過ぎている施設です。これらの工事によりタンクが破損しますと下側、真下の方々は、多大な被害を受けることとなります。これらの評価もされているのでしょうか。関係する人達に何の説明もないとの事ですので、是非とも専門家による影響評価をお願いし、その計画等も地域の方々に説明する必要があると思うのであります。

195号工事が着工し、自宅近くで発掘、発破による掘削工事や重機による掘削が行なわれ、強い振動を与えると裏山が崩れる恐れのある方々、自宅近くの地下で発破がかけられると家が壊れる恐れのある方々がおられます。これらの方々は、工事現場から50メートル以内にある方々ばかりです。これらの事は、生命、財産、生活権にかかる重要な問題ですので、是非とも工事を落札した業者の方々が対応できる問題ではないと思われまますので、起業者本人が対応される事を願うものであります。

そうでないと、壊れたり崩れたりして損害が発生しなければ、何の対策もできないのであれば、その方達はどうしたらいいのでしょうか。崩れたり壊れたりする恐れがあるか事前に、専門家に環境評価していただき、恐れがある場合は事前にその対策を行うことが公共事業ではないのですか。専門家による環境影響調査を行い、公共性があるのか評

価すべきです。

県の対応は、壊れたら対応します。壊れなければ前もって対応できないでは、公共性の高い事業などとは程遠い事業ではないでしょうか。そうでないと、道路の新設、付替えだけが先行し、これらの対策は全く取られておりません。是非ともこの機会にお願い致します。

また、この事業認定地域には、数少ない蛸、貝、海老、じんぞく等が産卵し、谷川に生息育成しております。これらの自然が工事完了後も保護されるような対策などできておりません。これらの対策について何の説明もないとのことでありますので、関係者と協議し、保護していけるようよろしくお願い致します。

自然保護は、国民、地元住民にとって、宝、財産です。それと、これらに付随して工事に係る道路の付替え等、色々と道路の様子が変わってくると思われませんが、山の上には観音様への参道もあり、信者の方々もお参りに来られておりますので、この方達に危険があってはなりません。道路の付替えとかについては、計画段階から十分関係者と議論される事が必要かと思われします。今の起業者からは何の説明もないとの事でありますので、大至急ご指導下さいませようよろしくお願い致します。

現在、使われている道路は、通学道路及び自宅への生活道路で通行止めになると困る方々がたくさんおります。それと、工事車両の交通量、特に坂道でもありますので、道路の散水、清掃も忘れずにお願い致しておきたいと思ひます。

決して事業認定に反対とかではございません。上記のことを心配されておる方々がたくさんおり、道路の新設だけが先行し、以上の事が置き去りにされておりますので事業認定する限りは、国土交通省の責任において公益性のある事業でなければなりません。これら事業によって、利害関係者及び地域の方々心配し、迷惑し、危険が及び被害が出るような事業であってはなりません。

以上のことを公益性のある対応で十分審査され、事業認定する限りは国土交通省の責任において、公益性のある事業になるよう管理監督ご指導下さいませよう意見申し上げます。

(O H P)

ああ結構です。

今、画面に映っておりますのは、意見書の参考資料。写真現場、橘町大浦 1 4 6 - 1 と 1 4 6 - 3 の境界の所の現場写真でございます。この写真上側の、この矢印の下の頭の杭が、黄色い頭の杭が、新橋トンネルの下へ向いて、橘側に向いての右端とのことで、県が打った杭です。明らかに、私どもの山の中へ杭が打ってあります。写真下の、一番下のコンクリート杭と黄色の頭の上の杭の間にトンネルが造られるとのことです。この間にトンネルができるとのことです。私どもの権利、地上権設定してある土地に造ること、また、この土地の下のズリ(石)を持ち出すことは違法です。この、今、矢印してありますコンクリート杭より矢印側が、私の山です。

それと一番下の写真ですけども、このコンクリート性境界杭は、県が過去に土地を買い上げる時に打ってあるもので、1 4 6 - 3 の境界杭です。したがって、杭より下側、矢印側が、建設省 1 4 6 - 3 の土地です。1 9 5 号線です。この杭を打ってから、土木の方々、私とお会いすることを避けておられるのかどうか分かりませんが、お会

いする機会がございません。説明を求めても、何の説明もする必要もないとのことでございますので、十分ご審査下さいますようお願い致します。

以上、これを以て終わらせていただきます。

【議 長】

どうもありがとうございました。ご降壇下さい。

引き続きまして、 さんの公述を14時ちょうどから開始したいと思います。

さんはOHPを使われますので、OHPのセット等も含めて14時ちょうどから公述をお願い致します。それではご登壇下さい。14時から30分後の14時30分までに公述を終了されるようお願い致します。なお、時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

13時55分休憩

14時00分再会

それでは さん、お願い致します。

【公述人】

ほんなら始めさせていただきます。

(OHP)

この県が、今、持っている計画平面図。これの、この茶色の所は法面なんです。そうしたら、この下にここに家が建っていますね。これ今195号線で。僕は、ここのほんのこなばし10坪か15坪、県が買収して残るんです。この崖地に、ここの所。この後ろにちょっぴり、ほんの幅が数メートル残るんです。

横断出して下さい。

あのう、これ、こういうふうに、今、畑及び山林がこうあるんです。そうしたら、これが新しい道というのは、これは、こう切って、そして、それをこちらはオウダン山(山の通称)の方。ゴルフ場の方で、こちらの方が民家がある。僕が言いよる方で、ここまで道路になるので、こちらの山ですね、これ図面には入とらんけど、そしたらこれの、残る所が問題で、狭い所は幅が2メートル、高さが10メートルぐらい。それから、広い所で10メートルから...これして。ちょちょちょっと、こっからこっの方が問題になるので、この法面というのは、道路構造法ですね、これで決められている。これ角度とここにベンチカット切つてあるんで、これ映して。

【議 長】

すみません、マイクを使っていただけますか。

【公述人】

はい。今の図面を、これ先日阿南市で閲覧しよった図面なるんですけど、うーん、これが新しい道路です。この195号線がこれ今の道路。そして、ここに書いてあるように、ここの民家、ここのこれ、こんだけが残るんです。この地権者というのは、 さんと僕と二人で、ここの家のある所に さんほか5人が生活しておりますので、7人が利害関係人になります。県の言い分は、ここに道路造るので、道路の方の法面ですね、この法面については、法律で決められている施行令の角度でいくと。こちらについては、

道路と関係ない、そういうのが表向きの言い分なんです。

そして、この断面図は、この48、47、45とこういうふうに切っているんですけど、このグリーンの線、これについては、道路から90度。僕やの方は、利害関係人、及び、この地権者が言うのは、今の195号線の方から崖地を見ますので、どうなるかといえば、この赤の線、このように角度が大分30度から45度食い違っています。そうするとどうなるかといえば、横断面図、それから断面図と言おうかなあ。

これ乗せてくれますか？40...数字の若い方から...45番の角度からいきます。

そうすると、どうなるかといえば、これが新しい道路で、法面切ります。現在のこれが山の形です。45番というんは、どちらかといえば、トンネルの方にあたります。そうすると、これ、こちらの方は、これ角度が相当急いんです。これだけ残るんで、これ新しい道路側とは言えば、法面はこういうふうに法律通りするんですが、こちらはスカッとしたカカンとして、ここに家があるんで、もう家ひっついているんで、現況1メートルから50センチぐらいで崖地。これには書いてありませんが、どうなるかというと、ここは風化して、木が生えているんで、ガラガラガラガラ、ガツツンとこう、ここがなっとんで... 46番回して。つけて。

これ、ほなけん、今度46番は、ちょうど さんの裏側になります。現在はこれだけの山があって、そして、これ雨が降ったら、ここに水がこう流れて来て、この斜面に木が生えている。太いんは、一回りぐらあります。この根でもっているんです。46番足す10メートルは、こんな形で、これから10メートル橋寄りになれば...

これは、現在の地山です。

ここです。現在これだけの山があって、雨が降ったらこう斜面にこっちへ水が流れて来て、一抱えほど以上のある木が相当繁っているんです。そして、道路斜面は、これだけに切ります。それで間にベンチがあります。こちらは、もう関係ないというんで残されます。これ斜面もないんで、ここにも家が建っているんです。ここにも、ここに。現況を見たら分かるように50センチから1メートル。空くか空かんか。そうすると、ここらも全部、山取ってしまうんで、この木から竹から草からは、雨水がないので枯れてしまって、もうこれ木が枯れたら落ちてくる。根が枯れたら、その根が腐る。根が腐れば雨水がしゅむ。冬であれば凍る。夏だったら、こないだの雨みたいに降ったら、もう崖崩壊起きて、坪2,000円かそこら、3,000円ぐらいで買ってもらったって、落ちてこの下の人に言われたら、僕はこれ、何割かは直さないかん責任があるんで、結局、何十万ってお金がいるんは目に見えとるんで、これはもう、数年以内に起きる事柄なんです。

ほなけん、この事業というのは、公益性が当たり前で優先するんですけど、我々の利害関係に及ぶ、ほんの数坪残って、それが崖地で、これを切ってくれたら、ある程度経てば、この高さ4メートルか5メートル、せめてここを切ってくれたら、後、崩れてけえへんで。そして、この辺あたりは、ちょっと段々畑付近にちょっと切ってくれといたら、こちら側の段々畑があるんですけど、50年から100年前に段々畑に切っている所は、未だに崩壊しておりません。したがって、こちらもベンチカットというか、こういうふうに段々畑に切ってもらいたい。

しかし、そういうことも、どうも無理なようで、聞いてくれん。ほなけん、なぜだろ

うかと。ほなけん、こういうふうに、この斜面が残るんです。ここから。ほなけん、ここからこちらは、県の方が法面として買収して工事するんですけど、この赤い所からこっち、メートルで言うたら5メートルから6メートルあるかないか。高さが10メートルからあるんです。そうすると、この崖に生えている木が問題で、草があればガサッとくる。したがって、それをどなんぞしてくれというのが、私、及び、この下の人間5人。地権者2人で全部で7人の言い分なんです。

それを先日、公述人は申し述べるようにというので、一応、簡略には書いてございまして、これを読ませてもらいます。

この度、195号線改築工事で、私、所有地 橋町中浦113-1と当所
197番の一部が、道路敷きとなり、残りの土地は法面や現在の195号線側に崖として残ります。

当該、崖地に隣接して、住宅 中浦109番、111-1、113-3、110-2、111-1、111-2、その他 さんの建物が、倉庫が二つあります。上記住宅の当該土地に、土砂などが落下すれば、隣接している住宅及び屋敷の屋根や壁などが崩れるし、安心して生活できません。

現在、当該崖地は、昭和25年頃より、草木竹が生い茂り、落石は昭和30年頃よりほとんどありません。それまではありまして、今の55号線を造る時に、この裏の方の土地、相当取ったんで、大分、安心してベンチカットにして、お爺さんが、松を植えたり、ドングリを植えたりして、今、大分それが大きくなっている。松は先日枯れましたが、ドングリなど、椎などは残っております。

しかしながら、上記改築工事をすれば96番、97番、113-1、113-2などの当該崖地が、雨水の水分不足により、草木竹が枯死して、根の部分が、現在崖地が安定しているんですが、草木竹の根も腐ってしまい、雨水が入り、寒い時には凍り、台風などの時は、大量の雨水が入り、崖の崩落が起き、大量の落石が生じ、当該崖地に隣接する建物が破壊する恐れがあるのは明白であります。

したがって、この現在のこの高さ、これ4メートルぐらいにすれば、こちらの方は2メートル低いんです。195号線側は。ほなけん、ざっと切れば、この法面の買収も半分以下、3メートルぐらいの高さにすれば、安全で、真っ直ぐしなくても大雑把な工事でええんです。もう法面きれいにせいでも。どうぞこうぞ削っておいてくれたら、そしてたら、もう崖も崩れへんし、安心して生活できるし、県の方も、買収工事も少なくていいし。

そうするとどうなるかということ、工事が技術的に簡単。ユンボでパッパッと切ったらいいんで、難しい法面の工事だの、そんなのしなくてよい。2番目には、工期が短くてすみ、騒音・振動などは短時間ですみます。法面がなくなれば、後々県の方は、こちら側の法面の管理などは、もうしなくてよい。ほんだけ工事費が安くなると思うんであります。残地に隣接する利害関係人に、崖の崩落の被害もなく、確実に安全が保証されます。

上記のような点がありますので、徳島県は、事業認定を国にしているもので、今更設計変更はできないと言って、本日まで、上記申し立てた通り、当該の高さを低くしようなどと正式には言いません。聞くところによれば、設計変更は可能なんだそうです。した

がって、事業認定が下りる前に、私たちの希望するように設計を変更してもらいたいんです。

したがって、A案は、先程言うたように、この高さを1階の屋根、及び、それぐらいの高さにする。そうすると、こちらの方は、2メートル低いんで、このベンチカットの高さだけ残るということになる。これは、家の高さ、及び、こちらの195号線のこちら側の高さ書いてありませんが、だいたい2メートルぐらい落差があります。現況を見に行っていたら分かるんですけども...

A案としましては、今言ったような高さに切るか、B案、高さを1にして、横の方を1.5ないし2のベンチカットにしてもらいたい。こうすると、これにありますけど、これは桑野に行く方で、ここに段々畑があるんです、ここら。それから、ここら。これのこちら側に、だんだん...御免なさい、こちらだ。お墓の方に行く方に、藪畑があったり、段々畑があって、東条さんの裏の方にも、段々畑が皆さんございます。そして、この195号線を通る人が見れば、分かるんですけど、この先程見せた断面図は、48・47・46というふうに、この青の線です。

そして、我々は、195号線から見ます。この山田さんとかの家の。したがって、この赤の線で見ますので、ここの残る崖地の先程見せた断面図は、何て言ったらいい、斜めに見るので、僕の方は195号線から見てきついと。そしたら、県の方の設計図は、この48・47・46で切っておりますので、この残地の崖地の角度はなるべく見える。設計図に記入します。そうすると、実際、崩れるのは道路側、新しい新設側に崩れなくて、195号線の方へ崩れてきますので、僕たちは、この赤の線、この方の角度で断面図を国の方は見てもらいたいんです。

そして、これ現在、ここにザレ地(なだらかな土地)の印がありますが、これ、ザレ地ではありません。昔は、それはお爺さんが取った頃、55号線を造った時分は、ザレ地だったんですけど、それから取って、今は、もうこれベンチカットになって、まず、ベンチカットがザレとすることはザレとるんですけど、この高さというのは、ここの高さで10メートルはあります。この今のここの さんの後側で。 さんのこの後側のこの辺りまでくれば、これ、県がここまで買うんです。これで15メートルはあります。そして、こちらの方は、 さんの所有地になるんですけど、ここらは、相当なものなんです。これ勾配、これは等高線を記入してあります。ここが10メートルで、ここが15メートルと書いてあります。そうすると、一番高い所は17メートルぐらいになります。

そして、先程言ったように、こちら側と道路との195号線とは、こことことは差は2メートルはあるんです。現在でも。したがって、ここが2.5%の勾配でいって、ここから3%で、ここからこちら、下の方は、トンネルの方は3%と、ここ2.5%。したがって、この距離は相当ございますので、ここらへ来ると、この赤の線の断面図というものは、相当、急い断面図で、国の方へ申請してある県の方は、この新しい道路からの断面図で、我々がこの現在の195号線から言いますので、崖は相当の角度にして、20度や30度で足りないぐらいの誤差が生じます。

したがって、国道195号線から見て、この国の道路構造令ですか、このような角度... さっきの断面見せて...

このようにしてもらいたい。こうでなければ、もう崩落が起きる。なぜかといえば、先程、県の説明によれば、振動は1日当たり4,000度っておっしゃりよりましたね。そうするとこれ、山地が続いておりまして、この山の方を削ったのが、地続きです。現在の195号線は、田んぼを埋め立てておりますので、この山の地面には響きません。どんな大きい車が通っても。

今度の場合は、1日に4,000度もこの場合には通りますので、約9,000台。さっき、1日だいたい8,800台ですか、通りますので、そうすると、ここ、日に日に振動するんです。そうすると、ここ、もう木も枯れ、草も枯れ、もうバサッと落ちてくるのは、この振動でも落ちてくるのは明白なので、したがって、A案、ある程度の高さぐらいに切ってくれるか、これもきちっと切らないでも、どうぞこうぞ崩れなんだからいいんです。

また、B案は、こちらを段々畑方式に切ってもらいたい。そうすると、今もう100年以上前切っている、この辺り切っている、段々畑はこうなくしていませんので、これもコンボでサッサとできて、公費の安い、それでいいんです。しかも、それは真っ直ぐせいでも、もうざっとでいいんで、崩れなんだからいいんで。

その次がC案。これでなければ、この現在のこの角度。道路構造令でこれ決められているんでしょね。この角度。何度や知らんが、上がって、これ6メートルか7メートル上がれば、これ1メートルから2メートルベンチカット切って、また、上がって、また、ベンチカットと。こういうふうなのをこちらにしてもらいたいんです。

この図面であれば、これ、ベンチカットがないんだけど、角度はこちらと変わらんようになっておりますが、先程、線で示しましたように、赤線と青線の違い。この図面は、この新しい道路から見ている。我々は、195号線から見ますので、角度が全然、こんななるい角度ではありません。

ちょっとこの上の46プラス10見せて。

これ、10メートル違えれば、断面図がこれだけ違うんです。そして、この断面図を見れば、これ6メートルから高さでじゃっと切っておりありますが、46プラス10メートルといたらこんなんで、これがガサッと崩れたらどうなるか。こんなにきれいになっておりません。現に下見に行ったら分かるように。これもっともっと急いんです。なぜかと言えば、これ斜めになっているんです。現況は、これぐらい、この赤の線ぐらい急い^{きゅう}んで、こんなになるいような所はありません。これは新しい道路から90度見ているんであって... さっきの断面見せてくれる。平面。

もういっぺん繰り返しますが、これ、我々のこの平面図のここを言うんです。この新しい道路、これ道路です。この今の断面図は、これ48・47・46。これからこう見ているんで、195号線は、我々はこの赤の線で見ます。この赤の線で。したがって、角度は、県が国へ出している、この認定もらうのに出している角度と全然違うんだということを、国の方、できたら、現況を帰りしなでも見に行っていたらいい。行くのに、ものの5分ぐらいしかかからんし、見る方も5分もあつたら十分見れるんで、見ていただいたら、現況は誰が見ても崩れないやいうことは言えれんはずで。

しかも、あの角度があんなに緩くないということは、今現在、これ公聴におい出ているお方、橋の所の在住の人が多いと思うし、あの所を通るので、誰が見ても、あの崖地

が、この設計図に書いてあるようになるい、しかも安全だということは、誰でも現場を見れば、言えないと思いますので。もし、この新しい道路の法面の角度、ベンチカット、及び、そのようにこちらも切ってもらいたいので、切ってくれなければ、この申し立てに書いてあるように、もし崩落が起きた場合に、私は、地権者で、ほんの10坪か15坪が残らへんだらうと思うんですけど、そんなのが崩れていったら、もう何十万円も損害賠償されるように、したがって、そんなことはできませんので、この責任は、国及び徳島県とすることと致します。

これが私の申し立てであります。

この土地、これぐらいが買収かかるんで、ほんの残る、ほんまに、ここの さんの裏の所や さんの裏って、ほんまにもう知れているんです。坪数にすれば。その代わり崖が急いんです。もう冬が来れば凍って、何て言うかなあ、風化して落ちて来るのは、もう目に見えているし、台風の時分は、これまた、風化したやつが落ちて来て、屋根の上、もしかしたら、お隣のここの家に落ちていくです。ここの、こちらへ。 皆さん、だいたいここへおい出ている橋の人が、ここは登って行けばお墓へ行くので、西の。皆さんご存知のように、ここはいつでも見よると思います。

先程の断面図のような、なるいということはないんはご存知だと思いますので、私は、この道路の工事、及び、設計その他について、何の意義申し立てあるというんではありません。ただ、残地が、いかに公益性のためとはいえ、犠牲になって、この協力して、ほんの何万円のお金貰って、後で10年以内に絶対崩落が起きると思いますので、このままにいけば。これで何十万も何百万も、もしかして、人間が死んで補償せいやいうたら、ようしませんので。それはここで申し立てておきます。

先程言ったように、落ちてから言えって言った担当の人もおるんですけど、現在の人にはそんなに言いません。去年の人なんか、落ちたら言え。それから、裁判じよ。って言うんですけども、そんなこと言われたら、僕やもうようしませんので。ぜひ、これ附帯工事って、何ていうのかなあ。これ、道路するんが原因で、私たちは言うんで、これ、ここ昭和30年からもうほんまに石は1個も落ちとらんのです。落ちついて。昭和20年代の初めは、まだ、木も生えていませんで、畳1枚ぐらいの大きい石が落ちたそうです。そして、よく私がこまい時も、瓦がめげて、よう言うてきよりましたわ、すまなんだのう。と言うて、お爺さんが言いよったって。

これ、僕の代になって、昭和30...僕がだいぶん物心がついてからは、落ちたことは聞きませんで。ぜひ、徳島県は、設計変更下さいまして...これ、経費にしても、そんなによけいいらんそうです。この削るんでも、上の方だけちゃっちゃと削れば。下の方に行けば、張っておりますので、ぜひ、これを。

だから、僕は、こちら側で。 さんは、こちら側をいう。だから、せめて、どなんぞ、どうにかここの、ほで、こころは、もうほんまに、図面見たら、ちよつとこころ空いているようなんですけど、ほんまに さんの後ろは2メートルぐらいあるだろうけど、もうこれ、 さん及び、この辺たり、もうほんまにへばりついているんです。50センチかそこら、あるかないかで。ぜひ、ご一考下さいまして、設計変更下さるようお待ちしております。よろしく。

【議 長】

どうもありがとうございました。ご降壇下さい。

それでは、ちょっと時間が早いんですけども、さんがよろしければ始めたいと思いますが。予定の時間より15分くらい早いんですが、14時半からよろしいでしょうか？よろしいですか？

それでは14時30分からさんの公述を開始したいと思いますので、時間までにご登壇下さい。

また、さんの方から、起業者であります徳島県に対しての質疑をご要望でございます。したがって、14時30分までに、徳島県の代理人の方もご登壇下さい。公述時間は、14時30分から30分後の15時ちょうどまでに終了されるようお願い致します。

なお、時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

14時27分休憩

14時30分再会

それではさんお願い致します。

【公述人】

述べようとする意見の要旨。国道195号線改築工事に関して、江ノ浦地区は、谷間となっているため、現状でも大雨等の際には、山からの水をはじめ、水害に悩まされている。しかし、現状は、水路の整備も不十分であり、私の家のブロック塀を水が乗り越えて流れ、床下浸水等の被害が出ており、今後、工事による排水の悪化を心配している。工事に際しては、排水等、対策を万全にして欲しい。また、排水以外の騒音・振動等に関しても、工事中・工事完成後も影響のないようにして欲しい。

徳島県に対しての質問は、排水対策はどのような対策を考えているか。工法はどのようなものか。排水路の位置、大きさはどのようなものか。それによって、江ノ浦地区への流入する水量はどう変わるか。工事中の水・土砂の対策はどうするつもりか。また、その対策が万全と保証できるのか。被害があった場合は、補償してくれるのか。以上です。

【議長】

それでは、質問の順番にお答え下さい。

【起業者（徳島県）】

公述人の起業者である徳島県の代表者 徳島県知事の飯泉嘉門の代理人であります徳島県阿南土木事務所の工務第一課長であります福原と申します。

これから、ただ今のご質問に対して回答させていただきます。申し訳ございませんが、座らせて回答させていただきます。

それでは、起業者を代表しまして、さんのご質問にお答え致します。

さんからは、排水対策はどのような対策を考えているのかということ、項目を5項目列挙されましてご質問がありますので、この順番に従いまして、説明させていただきます。

まず、工法はどのようなものかというご質問でございますけれども、本事業の排水計画におきましては、先程の一番最初の起業説明でも申し上げましたが、山腹斜面からの表流水を処理するため、山側の道路間に、道路の端に、受け水路を設けまして、既設水路の付替え水路となりますボックスカルバートというものを設けまして、その中に水を流すように計画致しております。

(O H P)

次に、二番目に位置、その大きさについてありますけれども、これは、前に画面の O H P でご説明させていただきます。先程も、パワーポイントで説明したのと同じような図でありますけれども、ボックスカルバートの位置は、道路の北側斜面の下側の歩道の下面に設ける、埋設することとなっております。

大きさにつきましては、橋トンネル側から順次、海に向かって、少しずつ大きくなりまして、流入する箇所毎に大きくしていきまして、一番上流端で 1 . 5 メートルの幅。そして、幅も 1 . 5 メートル。そして、海への吐き出し付近では、高さは同じですけれども、 1 . 5 メートルですけれども、幅は、 2 . 5 メートルと大きなものとなっております。

【公述人】

土管を埋めるんですか？溝でないんやね。

【起業者（徳島県）】

だから、図面の中にありますように、大きな断面のコンクリートの箱ですね。

【公述人】

箱を入れるん？今日日の流行の^{きょうび}こんな。セメントでこしらえてある、^{こんなん}を中へ入れるんやね。

【起業者（徳島県）】

そうです。

次に、江ノ浦地区への流入する水量が、どういうふうに変わっていくのかというご質問でございますけれども、これも O H P で説明させていただきます。

この図面は、道路の排水計画を定めるために作った流域図であります。少し見づらいんでありますけれども、申し訳ございません。排水構造物を設計する場合は、先程もご説明しました通り、その排水施設への流入量から通水断面を計画するということとなります。

【公述人】

こっちゃって、あんまり分かんけんどな、あんな地図見たって。こんまーて分かん。

【起業者（徳島県）】

先に説明しますので。

【公述人】

はい。

【起業者（徳島県）】

そして、流入図は、降雨の強さと降った区域の面積と地形などによって決定されます

けれども、この流域地図は、設計に用いた雨の降った区域を表しております。

この図面で、黄色と水色で囲まれた区域の境界付近が、本事業の起業地部分でございます。江ノ浦地区が、この左側の水色の中にあります。

現在の状況としましては、水色の中に、細い青い線で現況の既設水路がありますが、この水色と黄色と赤色に囲まれた区域の内、上の方の斜線部分を除く区域内に降った雨が、全てこの既設水路へ集まって来ている状況であります。流域の面積としましては、0.26平方キロメートルであります。

これに対して、本事業により、新しくバイパス道路が完成致しますと、流域図で、この黄色と赤い色で囲まれた区域に降った雨が、新しく設置致しますボックスカルバートに流れ、海へ排水されることとなります。そのため、青い区域のみが既設水路の流域となり、水色の面積が約0.04平方キロメートルとなりますので、現況の流域面積に比べて、約15%となります。

このため、道路排水設計において使用する流通指針で規定されております、10年に1度の確率計算で発生する降雨の場合で申しますと、江ノ浦地区を含む水色と黄色と赤色で囲まれた区域の内、斜線部分を除く区域では、毎秒約9.7トンの水量が流入してありますけれども、バイパス道路の設置により、黄色と赤色の区域からは、ボックスカルバートへ流入することとなり、既設水路へ流入する水量は、毎秒1.4トンと大きく減少するという事になっております。

【公述人】

ほな、工事中に、もし土砂が、あんなんが来たら、補償してくれるんですか？

【議 長】

質問は、全ての答弁が終わってからにして下さい。

【起業者（徳島県）】

次に、工事中の水・土砂の対策についてであります。今後順次、本工事を施工に着手してまいります。工事中の水・土砂対策は、工事用の仮設水路を設置したり、土砂の飛散防止用に、必要に応じてシートを被せるなどしてですね、請負業者を適切に監督致しまして、周辺住民の皆様には、ご迷惑をかけないよう、対策に万全をしていきたいと考えております。

【公述人】

ほなまあ、業者の人に言うんですね。

【起業者（徳島県）】

最後に、被害があった場合の補償についてでありますけれども、その被害が明らかに、本事業による工事を原因として発生した場合、社会通念上、受忍の範囲を超えていると認められる場合には、その損害を補填するために必要な最小限の費用負担を致します。

以上が、 さんのご質問に対する回答です。

【公述人】

もうちょっと尋ねますけど、工事中にね、仕事するんよ。仕事は8時半から5時までにしてもらいたいんですけど。朝8時からして晩5時。それより遅うにしたら、ちょっとあれですけども。工事を8時半から5時。

【議 長】

ちょっとお待ち下さい。

【公述人】

はい。

【起業者（徳島県）】

よろしいでしょうか？

【公述人】

はい。

【起業者（徳島県）】

一応あのう、まだ工事の発注もなされておらんわけでありましてけれども、できる限りトンネル工事を除きまして...

【公述人】

あの195号やけんね。トンネルじゃないの。家の側に...

【起業者（徳島県）】

はいはい、分かりました。だから、その後の、　　さんは、だいたい8時半から5時というところで検討してまいりますので。

【公述人】

それで、こう仕事しがない、工事ししたら、江ノ浦地区の人が仕事に行く道をちゃあんと、してもらわなしたら、車で行く人があるでしょう。江ノ浦の地区の人が。ほんでそれやって、ちゃんとこうしてもらわな。仕事に行きよる。工事ししたら、道が混雑してよ、なに來てくるでや。それで、通る道もちゃあんと、通勤に出て行く人の通る道もちゃあんとしてもらわな。そんなんも予算に入れておいてくれなしたら、出て行く人が行けんようなんでは困るけん。

【起業者（徳島県）】

現道と工事中の...

【議 長】

事前にいただいた申出書に記載されていないことをご質問されても、本日起業者側は用意が出来ておりませんので。

【公述人】

これは書いてないけんども、今の私が言うたんは書いてないけんども、これには書いてないけんども、ちょっと言うたんですけどね。

【議 長】

答えられる者が、ちょっと本日来ておりませんので、それは別途お願いしたいと思います。

【公述人】

ほな、書いてあるだけの質問か言えんの？ そやって、だいたい言うとかかな、これやって、書くん忘れとったやけんども...

【議 長】

それでは、お答えは出来ませんがご質問をすることは、予定時間までは結構でございます。

【公述人】

ほんでな、やっぱり言うのかな。忘れるんよ。もう年がいつてきたらな。すぐ忘れるけん。

【傍聴人】

そんなんやったら、出て来ることなかったんじゃけん。そんなんやったら、話聞く必要なかったんじゃけん。

【公述人】

なあ、そりゃあほうでえ。ちょっとでも聞いてもらいたいけん言いよんで。

【議 長】

ご質問していただくのは結構でございますので、どうぞ質問して下さい。

【公述人】

そりゃあほうでえ。聞くだけ聞いてもらわな。何のために出て来たやら分からんけん。そうだろう、書いてある...

【議 長】

どうぞ、ご質問下さい。

【公述人】

書いてあるよりは余分のこと言われんのだったら、来る必要はないで。ほうちゃうで。もう書くんやって忘れるわいな。もう年がいつて...

【議 長】

どうぞ、ご質問下さい。

【公述人】

ほんで、聞くだけ聞いてくれたらええんで。時間が余るほどあるんやけん。ほうだろう。

【議 長】

お聞きしますので、どうぞ。

【公述人】

ほうで、書いてなあてもよ。まあ、年がいつたら忘れるんじゃ、何でもな。それで、なにじゃわ。書いてないことでも思い出したら、言うことがあるんじゃけん。ほんでよ、聞くだけ聞いて下さいよ。ほうだろう。

【傍聴人】

話聞いて、言いたいことあるじゃけんなあ。

【議 長】

よろしゅうございますので、どうぞお話下さい。

【公述人】

いいや、ほいでで、うち書いてある...

【議 長】

私は駄目だとは言っておりませんので、どうぞお話下さい。

【公述人】

書いてない人でもよ、江ノ浦の人は、来とったら質問やて、したい人はなんぼでもあるんじゃわ。ファックス書いて送らんでも。ほうでえ。

【傍聴人】

今日やって、これ、こんな会があるのは、一切、近くの人には知らんのんじゃよ。

【公述人】

そんなら、うちんくみたいだったら...

【議長】

すみません、傍聴人の方はお話することはできませんので、お願い致します。

【公述人】

あのな、ちょっと聞いて下さい。うちんくやらやったら、もう一番困るとこじゃ。見に来てくれたってかんまんのんじゃわ。いにしなでも見てつかされ。こっちトンネルの方から通って。それはまあ、住んどらんけん分からんのんじゃわ。な、偉い人だったら、上から見てちょっと通っただけでは分からん。その年中住んでいる人でなから。そうでしょう。ちょっと通っただけで、ああ水が来た、来るんかいね、来んのかいねと、そんな調子ではあかんの。現に住んどる人でなからあかんのんじゃ。

ほうでえ。そうでなかったら、もう言いたい人、何^{なん}ぼでもあるんじゃわよ。ほんで、せっかく来とんやけん、聞いてもらわな。これに書いてないって、書いてあるやつだけか言えんやいうたら、阿呆みたようなで、せっかく来とるのに。書いてあるのが少ないけんよ、うちは言わしてもらいよるんやけんとな。

まあ、以上やけん、よう聞いといてつかあはれ。それでもう、工事中やって、朝、8時半から晩遅うまでせられたら困る。今までも困ったんや。トンネル、何て言う、そんなん言われんけど、55号線がついたでえ、何、^{なん}さんの上、あれやって、発破がかかって、振動が、まあ見てもう心臓が止まったぐらい響いてよ。ほで、発破がすんだ後で、そんなん言うて来てよ、ある人が言うて、言うて来て、ほで調べに来て、家が何じゃ言うて、写真撮り回って、済んでからで、それは先に言わないかんことよ。そんなんやけん、何で、今度やってトンネル掘る時に、言うて来てもらわな、発破の音、何じゃ、畳の下は何で、床の下が振動でもうびっくりして、もう心臓が止まりよったんじや。

それで、今度は、トンネルが半分にしようけん、橋トンネルより短かあなるけん、先言うて来てもらわな、もうびっくりするけん。ほんまに。

上の人は、自分くは住んどらんけん分からんのんじゃ。住んどる人が一番困るけん。振動して、ほで響いて、ひびやって何ぼでもいるんじゃわ、これから。けど、うちみたいに橋が裏についたらで、5メートルやそこら裏につくんじゃけんよ。それやって、ちゃあんとしてもらわな困るわ。な。

ほんで、今度、橋の架ける時やって、話ちゃあんと来て...まあ、言うといてつかされ。55号線の、何、橋ができる時よ。今日は195号線でしょう。そんなんやって、一番困るとこじゃわ。うちんくと鏡さんとか。4軒が上の方、橋がついたら一番困るとこじゃ。それやって、もうちゃあんと見に来てよ。説明ちゃあんとしてもら。あんなやりこいとこへついたら、自動車が上通ったらよ、高い180メートルあったんか、何^{なん}ぼやらカントウいうのあの木があるところまでやけん、そんな高いにつかれたらで、家は振動で響くしよ、ほで、落ちてくる時もあるや分からんで。自動車が飛ばして、何やけん。高速道路しよんやけん。そんなんも、ちゃあんと、何じゃわ、説明ちゃあんとしてもら

わな。今度橋がつくいうたら、来てもらわな困るけんな。

お宅やに言うたって、話が違うと、また言われるけんどよ。ほうでえ。ざっくばらん
にうちは言よるんじゃ。上手も下手もなんちゃ言えへんのじゃ。ほんまのこと言よんじ
ゃけんな。この周辺の人が、みな困るんじゃ。江ノ浦は今までも水が何倍も来てよ、

のところが埋め立てして、ブロックついて、それからまけて出てきて、渦になって
さんのところで渦が巻いて、ほで、今、溝があるところからまけ出て来たんじゃけんな。そ
んなんやってよ、水はけをちゃあんとしてもらわな困るんじゃ。

もう、余分のことやけんど、ほんまのこと言よるんやけんな。嘘も隠しもせえへんの
んじゃ。上手はよう言わんけんどな。余分のことやけん、すんませんけんど。ほうです
よ、みな。

ほら、遠いとこだったらで、けえへん人だったら、ほら、ええけんどよ。江ノ浦の人
が一番困るとんじゃ、今まで。排水が悪いけん、水はけが。ちょうど谷になつとんで、
すり鉢ようになつとるけん、今度また道ができたらで、ようけ谷になるでえ。な。

みんな、ほんで言いたいこと何ぼでもあるけんど、それは仕事に行つて来れん人もお
るし、皆いろいろじゃけん。あんじょう言うといつつかはれ。水はけが一番やけんな
江ノ浦は。

ほで、さんが言うたように、水源地が上にあつて、その水が、水源地が裂けたら、
もううちの家やもう、みな流れてもうて、それこそ困るんじゃ。古うなつとるけんな、
水源地が。

ほんで、さんやって、仕事休んでまで、昼から来てくれとるんやけんな。言いた
いこと何ぼでもあるけんど、ファックス送つたらんけん、言えんのんだらう。

それでまあ、よろしゅうお願いします。またな、何やけんよ。それは言い過ぎたこと
もあるやしらんけど、このぐらい言うとかなんたら、いっこも分からへんで、みな。

【議 長】

よろいしですか？

それでは さんありがとうございます。

【公述人】

はいはい。ほんなまた、よろしゅうお願いします。

【議 長】

また、徳島県の方もありがとうございます。ご降壇下さい。

徳島県さんは、次の方からも質疑の要望がございますので、そのままお座り下さい。

さん、ちょっと時間が早いのですが、よろしいですか？

それでは、14時55分から公述をお願いしたいと思います。それでは、14時55
分から15時25分まで、30分間公述をお願いします。

14時52分休憩

14時55分再会

【議 長】

それでは さんお願い致します。

【公述人】

引き続き、排水の件でございますが、ただ今の説明で、おおよそ排水の経路の方は分かったんですが、この排水の出口ですね、問題は。排水の出口はどうなってるのか、私はそれを一番聞きたいんです。ほんで、この地図で見える限りでね、排水の出口は旧排水と、新排水の出口が1カ所に寄ってるね。それで、排水の出口はどういう工法になっていくんか、それをちょっと聞きたいんですけどね。

奥を何ぼしても、出口が悪いために、今まで中浦地区、江ノ浦、大浦、これがみな水で悩んできているわけです。これ、ほんと出口をどないぞ改良せなんだら、これは水の解決はでけんと思うんです。

【議 長】

よろしいですか？

では、それについてお答え下さい。

【公述人】

これに出とる地図と、今これ、私が持っている地図、排水の出口が違うんですね。

【議 長】

それではお答え下さい。

(O H P)

【起業者(徳島県)】

この前にありますOHPで、説明させていただきます。

現況の水路の位置を説明させていただきます。現況の水路は、こういうふうに現道沿いからずっと流れています。それで、ここから右の方に流れ出しています。それで、新しい方の水路というのは、この黒い部分にあります。

それで、この部分というのは、古い水路と新しい水路は、立体交差するようになっていまして、それで水が混ざらないようになっています。

【公述人】

そうすると、旧排水路につなぐわけやね。

【起業者(徳島県)】

旧排水路は、元通り今のまま、ここの現道沿いに入っているところから、元通り海の方に流れています。それで、新しく造るのは、また新たに、古い分のと混ざらないように立体交差するようになって...

【公述人】

ほしたら、新しい排水路は変わるんですか？

【起業者(徳島県)】

ええ、ほなけん、つながりません。

【公述人】

ほしたら、旧排水路はそのまま置いて。

【起業者(徳島県)】

そうです。

【公述人】

出口は新しい方、違うとこへ持ってくる。

【起業者（徳島県）】

はい、そうです。

【公述人】

ああそうですか。

それをね、心配しとったんだわ。結局ね、新しい排水路は、つないだ場合は、うちの辺りは土地が低いけんね、逆流して来るんです、全部。それで、でも、こう違う所へ持って行ってくれたら、それは一番よろしいんです。もう、今まで何年もの間、水で悩んできとるけんね。後はもう、今まで説明受けたけんね。だいたい分かりました。もうそれだけです。

【議 長】

さんどうもありがとうございました。また、徳島県さんもありがとうございました。

それでは、これをもちまして予定しておりました全ての公述が終了致しましたので、一般国道195号改築工事にかかる公聴会を終了致します。

なお、会場の管理上の都合がございますので、公述人及び傍聴人の方々は、速やかに退場願います。

本日はどうもありがとうございました。

15時00分閉会